

大阪大学マテリアル先端リサーチインフラ設備供用拠点設置要項

令和4年3月10日総長裁定

令和6年7月29日改正

令和7年3月17日改正

(設置)

第1条 大阪大学（以下「本学」という。）に、大阪大学マテリアル先端リサーチインフラ設備供用拠点（以下「拠点」という。）を置く。

(目的)

第2条 拠点は、文部科学省委託事業「マテリアル先端リサーチインフラ」(Advanced Research Infrastructure for Materials Nanotechnology (略称：ARIM))の事業目標に則り、本学が所有する先端的なマテリアル・デバイス研究設備のうち、共用可能な設備についてその円滑な共用・運営を行い、画期的なマテリアル・デバイス開発に挑む学内外の利用者(産学官の研究者)に対して高度な技術支援を行うとともに利用機会を提供すること、および事業で創出されたデータを効率的に利活用することでデータ駆動型マテリアル研究開発の推進に貢献することを目的とする。

(構成)

第3条 拠点は、次表の左欄の分野によって構成され、各分野の業務は、それぞれ同表の右欄の部局が担当する。

分野	部局
ARIM 加工・ デバイスプロセス分野	産業科学研究所 附属産業科学ナノテクノロジーセンター
ARIM 物質・ 材料合成プロセス分野	産業科学研究所 附属産業科学ナノテクノロジーセンター
ARIM 計測・分析分野	超高压電子顕微鏡センター

上記に加え、本学のサイバーメディアセンターおよび産業科学研究所 AI センターが協力部局して拠点運営に協力する。

(拠点長)

第4条 拠点到拠点長を置き、産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター長あるいは超高压電子顕微鏡センター長のいずれかをもって充てる。

2 拠点長は、拠点の業務を統括する。

(管理運営委員会)

第5条 拠点の円滑な運営を図るため、マテリアル先端リサーチインフラ管理運営委員会
(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 拠点の運営方針に関すること。
- (2) 利用課題の審査に関すること。
- (3) 成果報告書の審査に関すること。
- (4) 利用料金に係る規程の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他拠点の運営に関する重要事項

3 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 拠点長
- (2) 超高压電子顕微鏡センター長および産業科学研究所附属産業科学ナノテクノロジーセンター長(前号に該当する者を除く。)
- (3) 第3条に定める各分野の業務の実施に責任を有する実施責任者
- (4) 共創機構から選ばれた教授1名
- (5) その他研究担当理事が必要と認めた有識者若干名

4 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(事務室)

第6条 拠点に事務室を置く。

2 事務室は、工学研究科及び産業科学研究所の事務部と協力し、次の事務をつかさどる。

- (1) 利用料金に関すること。
- (2) 知的財産に係る手続きに関すること。
- (3) 情報発信に関すること。
- (4) 技術相談に関すること。
- (5) 委員会の事務に関すること。
- (6) その他拠点の運営の事務に関すること。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、拠点に関し必要な事項は、委員会の議を経て別に定める。

附 則

この要項は、令和4年3月10日から施行する。また旧「大阪大学ナノテクノロジー設備

供用拠点設置要項」は廃止する。

附 則

この改正は、令和6年7月29日から施行し、令和6年8月1日から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月17日から施行し、令和7年5月1日から適用する。